

# 新たな住宅セーフティネット制度の概要と現状について

---

# 新たな住宅セーフティネット制度の概要

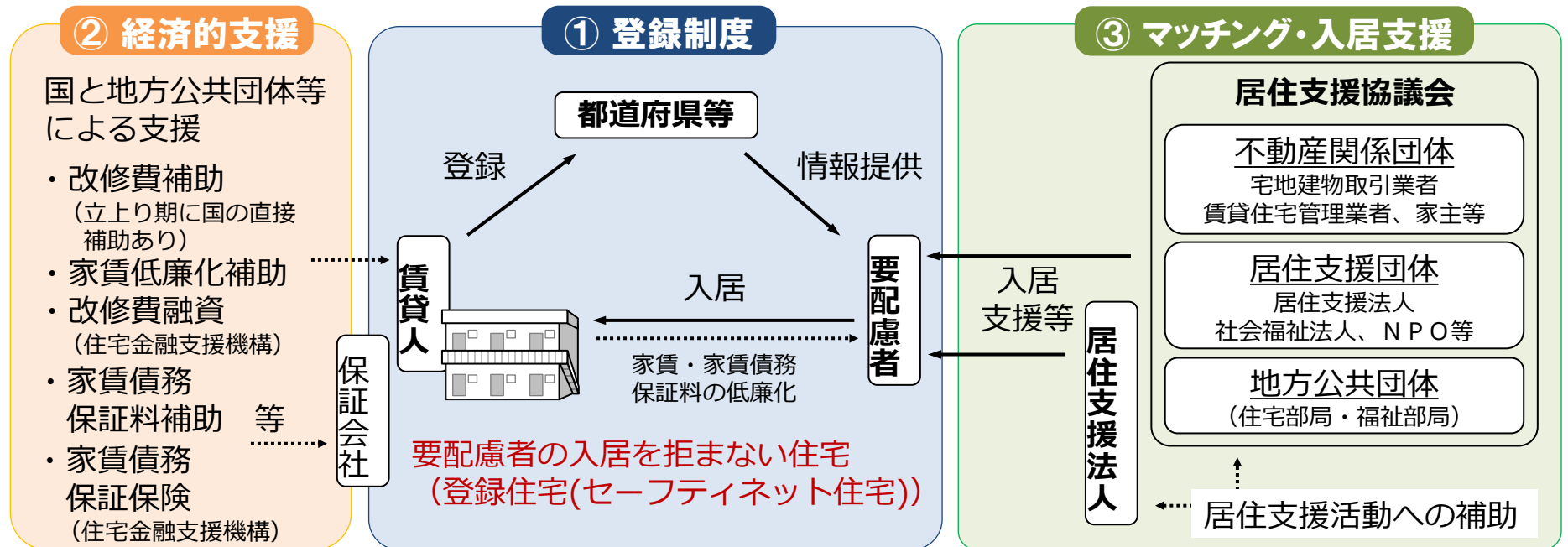
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



## 法律で定める者

- ① 低額所得者  
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等  
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者  
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者  
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

# 住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎(49%)		●(61%)			●(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)		●(58%)			●(50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)		●(60%)	◎(48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)		○(31%)	○(38%)	○(37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)		◎(42%)	○(35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)		○(33%)	◎(47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	◎(45%)	◎(44%)		●(76%)		

国土交通省 住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等の手法に関する調査・検討業務報告書」(令和2年3月)より

# セーフティネット住宅の登録基準

## 登録基準

### ○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること

※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

### ○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること

(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)

- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

### ○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

### ○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

## 共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

### ○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積

$15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上

(N:居住人数、 $N \geq 2$ )

### ○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする

- ・専用居室の面積

9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)

### ○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける

- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

# ひとり親世帯向けシェアハウスの基準の策定

- セーフティネット住宅の登録基準のうち、居間・食堂・台所等を入居者が共同利用する共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）については、既往の研究で整理が進んでいた単身向けの基準のみを規定（H29.10.20告示）。
- 現行基準では、専用居室に複数人が入居するシェアハウスは、地方自治体が賃貸住宅供給促進計画により緩和しない限り、セーフティネット住宅の登録を受けられない。一方で、一定の事例の把握が進んだことから、学識者の意見を踏まえつつ、新たにひとり親世帯向けシェアハウス基準を設けることとした。
- ひとり親世帯向けシェアハウス基準については、令和3年3月31日に公布、同年4月1日より施行。併せてひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっての留意事項についても、自治体に対して施行通知を発出している。

## 現行のシェアハウスの基準とひとり親世帯向けシェアハウスの基準

	現行のシェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
住宅全体の面積	$15\text{ m}^2 \times A + 10\text{ m}^2$ 以上（A:入居可能者数、 $A \geq 2$ ）	$15\text{ m}^2 \times B + 22\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$ 以上 （ただし、 $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ もしくは $B = 0$ かつ $C \geq 2$ ） ※ B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数
専用居室の面積	$9\text{ m}^2$ 以上（造り付けの収納の面積を含む）	<b><math>12\text{ m}^2</math>以上</b> （造り付けの収納の面積を含む） （ただし、住宅全体の面積が $15\text{ m}^2 \times B + 24\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$ 以上の場合、 <b><math>10\text{ m}^2</math>以上</b> ）
専用居室の入居者数	専用居室の入居者は <u>1人</u> とする	専用居室の入居者は <b>ひとり親世帯（親+子）1世帯</b> とする
共用部分の設備	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける （ただし、専用部分に備えられている場合を除く）	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えられている場合を除く） <b>※バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること</b>
共用部分の設備設置数	便所、洗面、浴室又はシャワー室は、Aの <u>合計数を5</u> で除した数を設ける（小数点以下切り上げ）	便所と洗面は、BとCの <u>合計数を3</u> で除した数を設ける 浴室とシャワー室は、BとCの <u>合計数を4</u> で除した数を設ける（小数点以下切り上げ）

※上記基準のほか、ひとり親世帯向けシェアハウスに関する定義を定める。

# セーフティネット住宅(専用住宅)への経済的支援の概要・実施見込み

## 1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥「新たな日常」に対応するための工事、⑦居住のために最低限必要と認められた工事、⑧居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国1/3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算) (②でエレベーターを設置する場合、補助限度額を15万円/戸加算) (④で子育て支援施設を併設する場合、補助限度額を1,000万円/施設加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

## 2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等 II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸) II 入居時の家賃債務保証料等 (国費上限3万円/戸) ※I及びIIの国費の総額が240万円を超えない範囲で一定の柔軟化が可能
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下)及び補助期間(Iは原則10年以内等)について一定要件あり

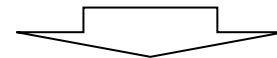
### ※「登録住宅」と「専用住宅」

- ・登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅
- ・専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

## 令和2年度の補助事業実施見込み自治体

※R2.4アンケートを元に、R2.8に聞き取り調査等により確認

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料		
北海道	札幌市			○	神奈川県	横浜市		○	○		
	網走市	○	○			○					
	音更町		○	○		長岡市		○			
岩手県	盛岡市	○			愛知県	名古屋	○	○	○		
	花巻市	○	○	○		岡崎市	○		○		
	一関市	○				京都市	○	○	○		
宮城県	大崎市	○	○		京都府	宇治市	○				
	(県)	○				大阪府	(府)			○	
	山形市	○	○				豊中市			○	
鶴岡市	○	○	○	(県)	○		○	○			
山形県	寒河江市	○			兵庫県	神戸市		○			
	南陽市	○	○	○		姫路市		○			
	大石田町		○			神河町		○			
福島県	舟形町	○			和歌山県	(県)	○				
	白鷹町	○	○	○		岡山県	倉敷市		○		
	石川町	○				(県)	○	○	○		
栃木県	栃木市		○		鳥取県	鳥取市	○	○	○		
	茂木町		○			倉吉市		○	○		
	群馬県	前橋市	○			南部町		○			
埼玉県	さいたま市			○	徳島県	(県)	○	○/○			
	千葉県	千葉市				○	福岡県	福岡市	○	○	○
		船橋市		○				朝倉市	○		
(都)		○	○	○	(県)	○					
東京都	墨田区		○	○	鹿児島県	薩摩川内市	○	○			
	世田谷区		○			徳之島町	○				
	豊島区	○	○	○		沖縄県	那覇市	○			
練馬区	○	○		竹富町			○				
八王子市	○	○	○								
	府中市			○							



○：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施  
○：都府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

令和2年8月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が35団体、家賃低廉化等\*が41団体で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化35団体 + 家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

# 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

## ● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

## ● 居住支援法人の行う業務

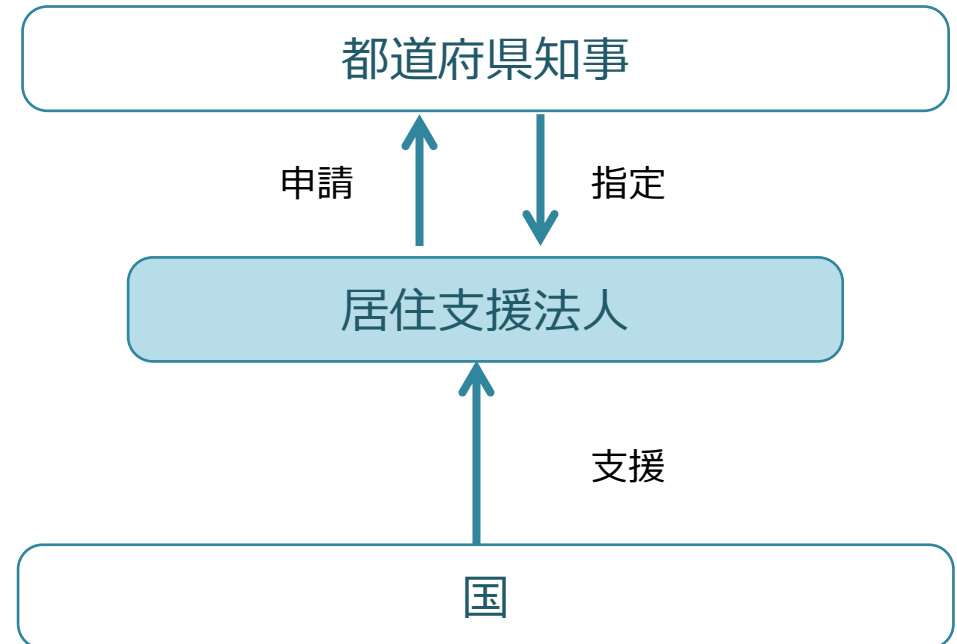
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

## ● 居住支援法人への支援措置

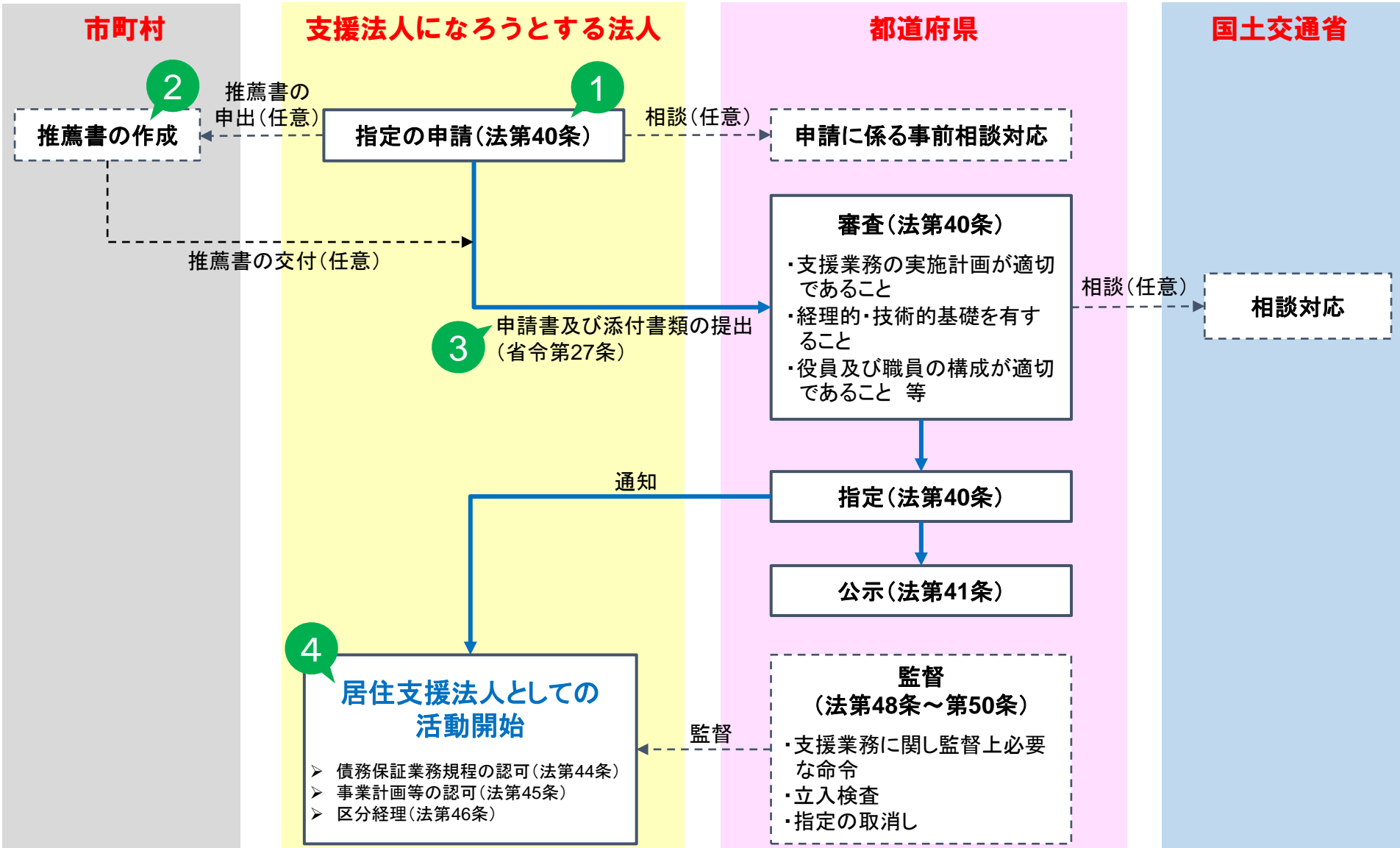
- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

## 【制度スキーム】



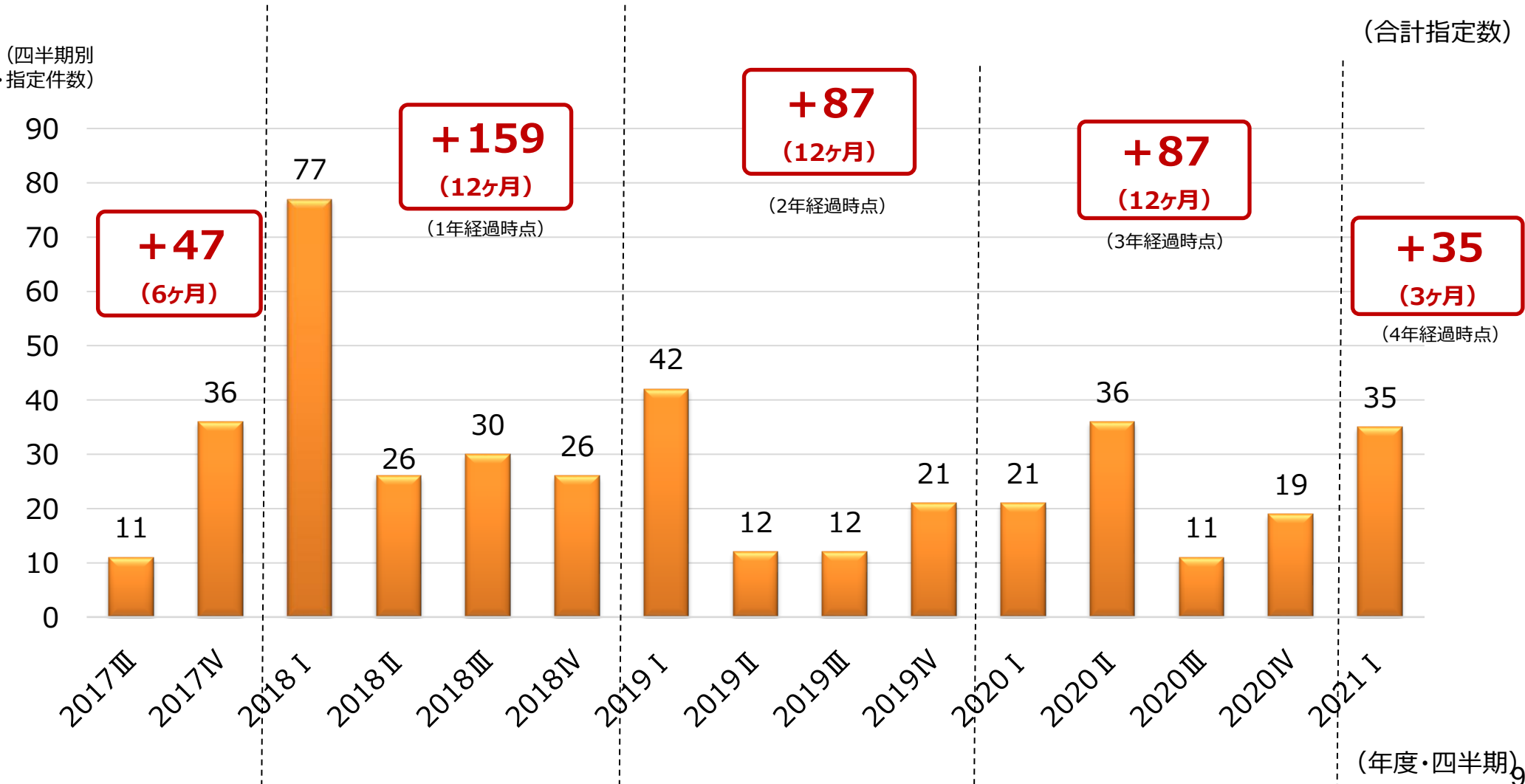


# 居住支援法人の指定の手続き



# 居住支援法人指定件数の推移

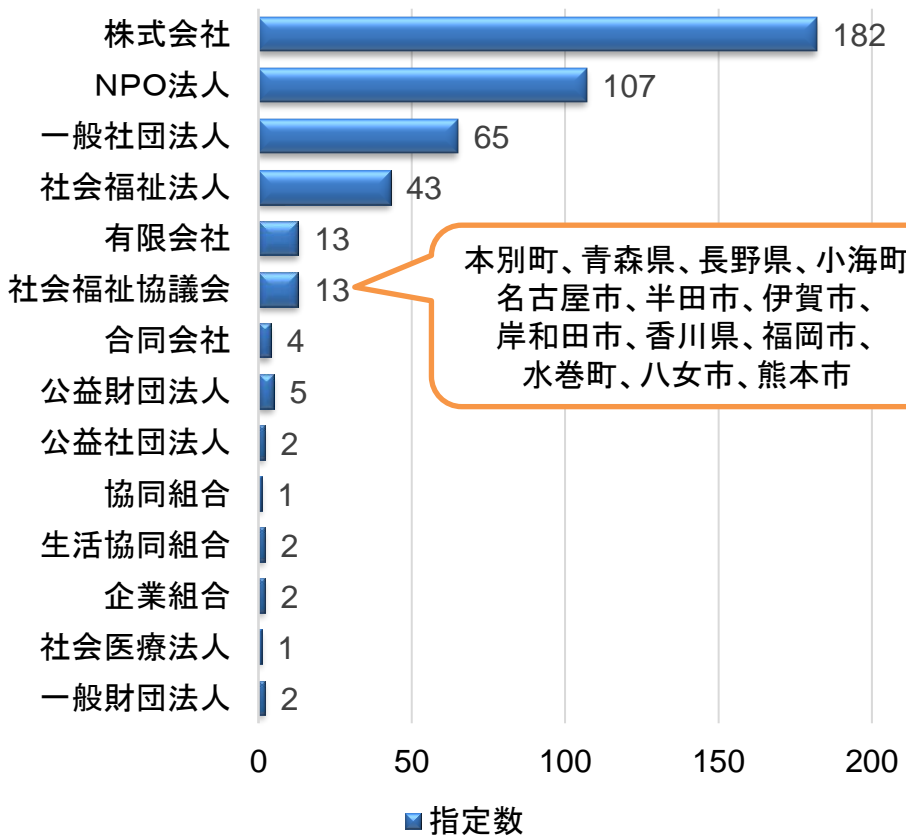
- 20年度は87法人の増加、1ヶ月平均7.25法人／月となり、19年度と同様の増加ペース。
- 21年度第1四半期の法人指定数は35法人、20年度に比べ14法人増加。



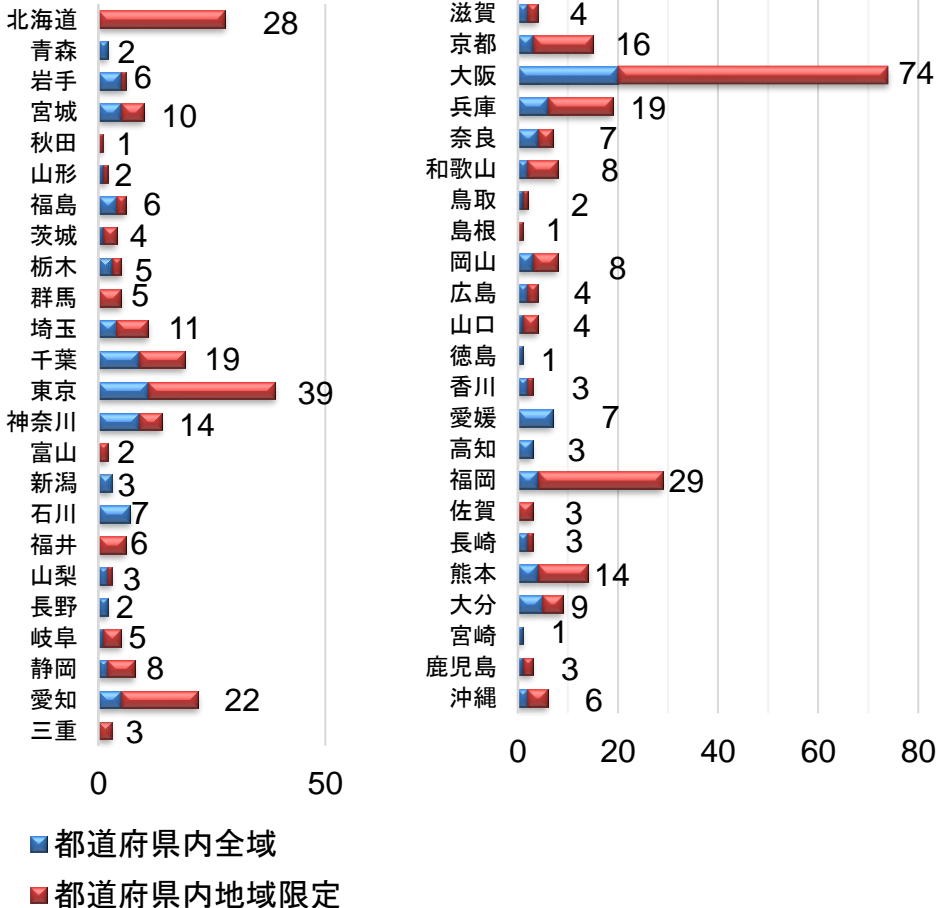
# 居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 442法人が指定（R3.7.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が74法人と最多指定

## ■ 法人属性別

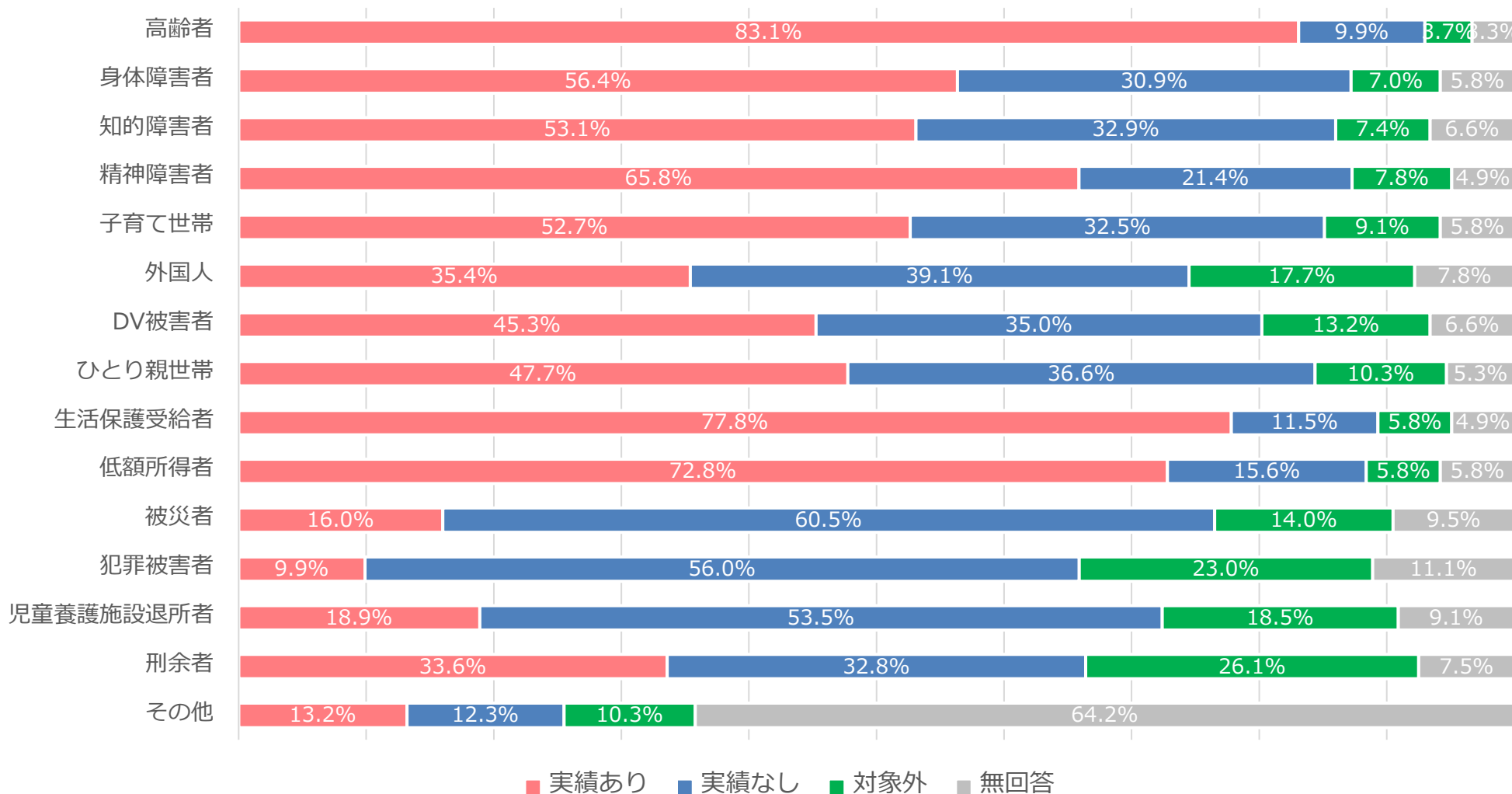


## ■ 都道府県別



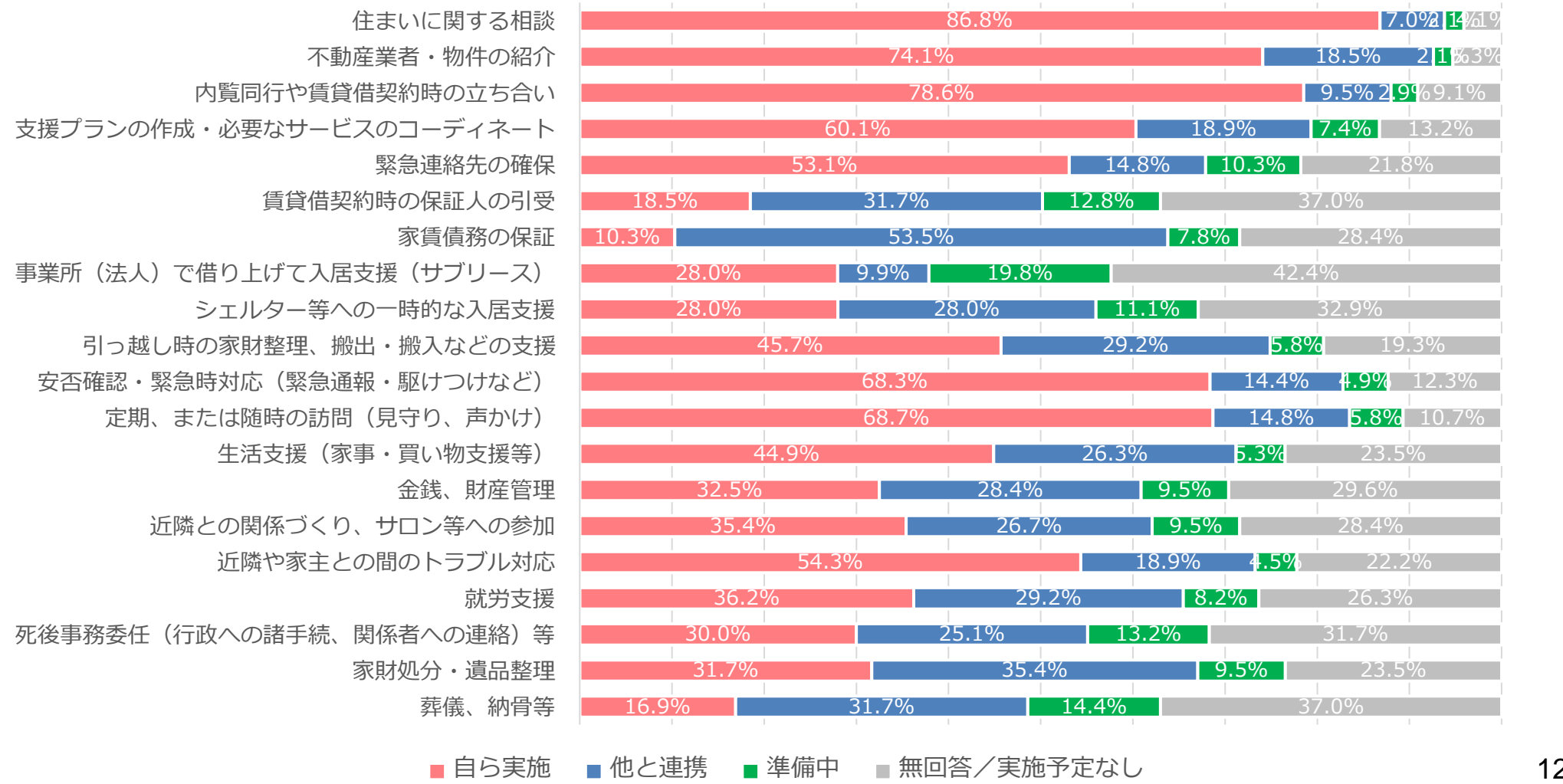
# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の対象実績

- 高齢者や生活保護受給者・低額所得者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 一方で、外国人や犯罪被害者・刑余者は実績が少ないことに加えて、対象外としている居住支援法人も約2割程度存在するなど、一部の住宅確保要配慮者への居住支援にはハードルがあるものと推察。



# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

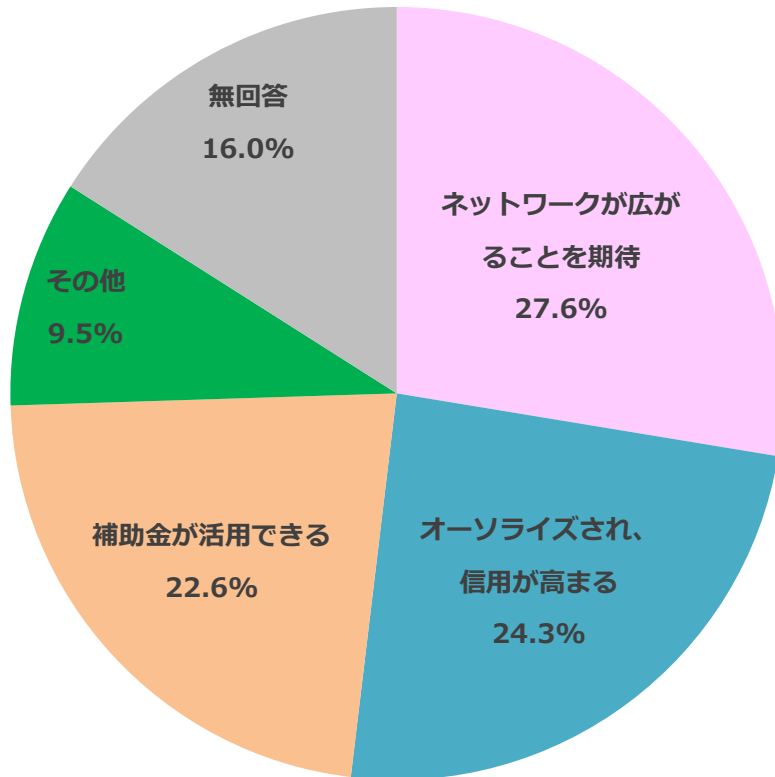
- 住まいに関する相談や不動産業者・物件の紹介など、住まいの確保に関する居住支援については、多くの居住支援法人が自ら実施している。
- 家賃債務保証や死亡・退去時支援については、自ら実施する割合は少ないものの、他と連携することにより、全体の半数程度の居住支援法人において提供されている。



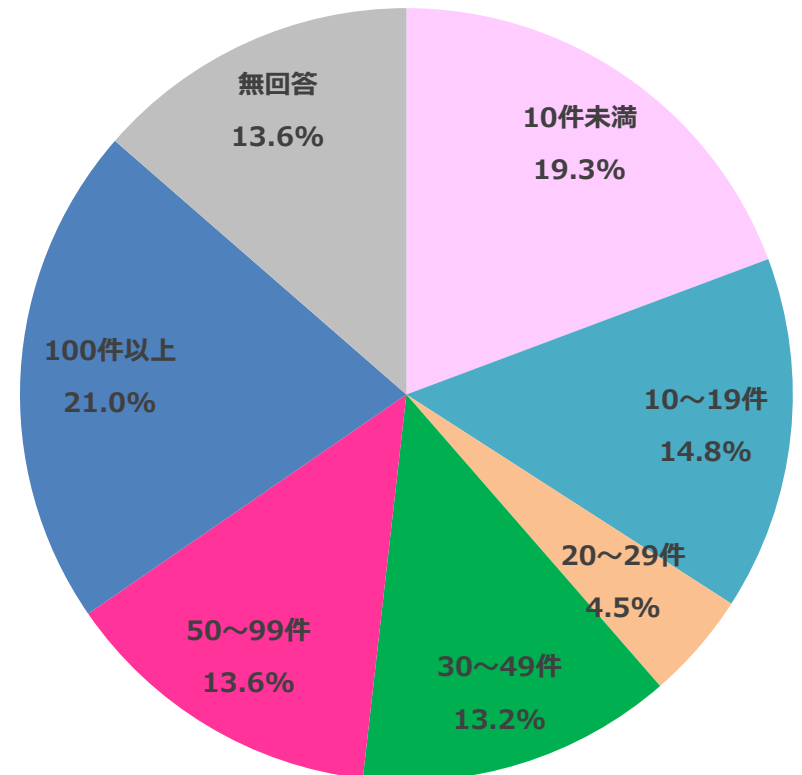
# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の指定目的と入居相談受付件数

- 指定を受けている居住支援法人を対象にアンケート調査を実施（2020年7月～8月）
- 居住支援法人の指定を受けた目的は大きく3つにカテゴライズ。  
「ネットワークの強化」「信用性の強化」「経済面の強化（補助金活用）」
- 入居相談受付件数は、居住支援法人によって大きく異なるところだが、平均では141.5件／年。

居住支援法人の指定  
を受けた目的



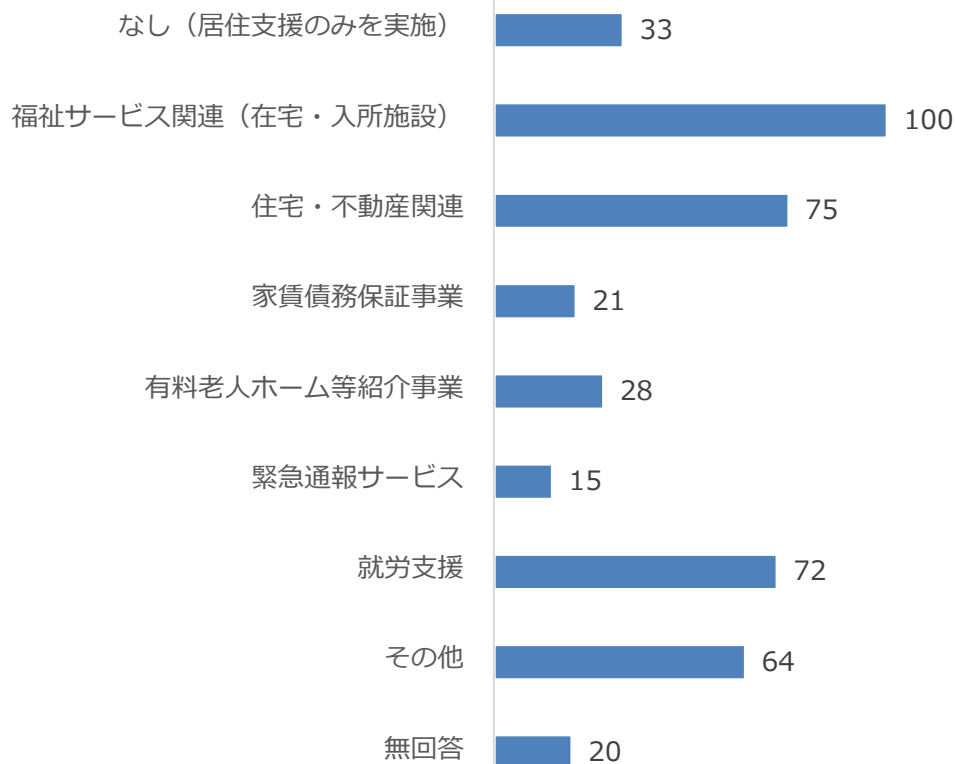
入居相談受付件数  
(H31.4～R2.3)



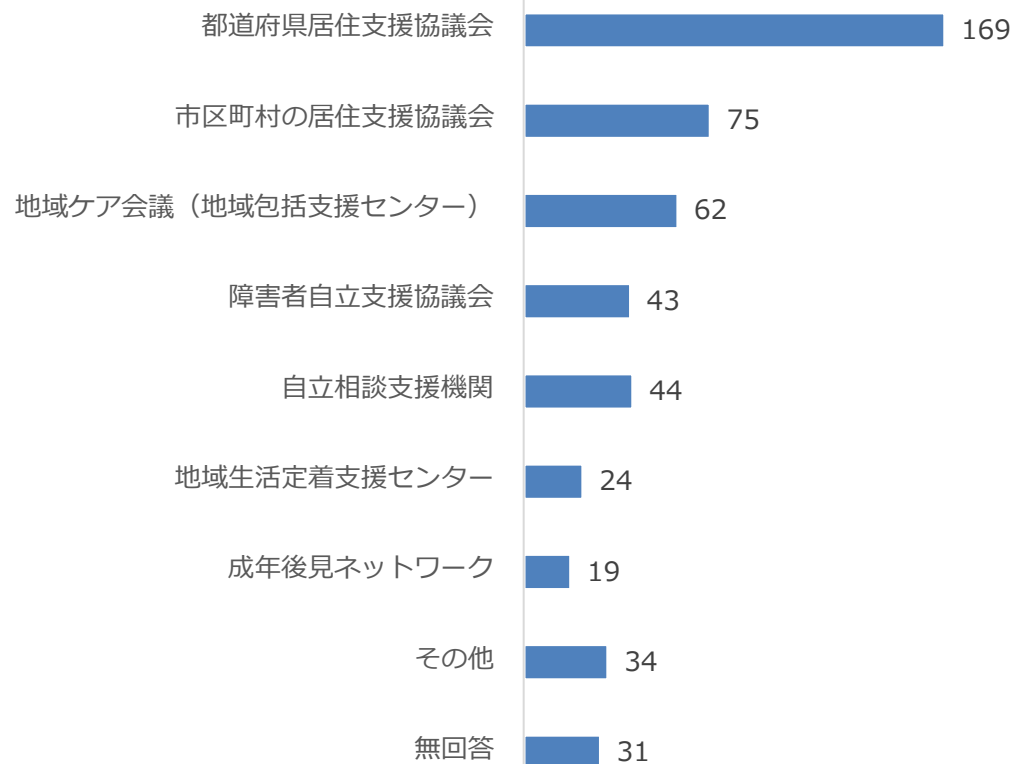
# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の母体事業と地域ネットワーク

- 住宅関連事業や福祉関連事業を母体事業とする法人が多い一方、居住支援のみを実施する法人も一定数存在。
- 都道府県居住支援協議会については、殆どの居住支援法人が参画している。  
一方で、市区町村の居住支援協議会については、設立数が少ないこともあり、都道府県居住支援協議会と比べて、参画する居住支援法人は半数以下。

## 居住支援法人の母体事業



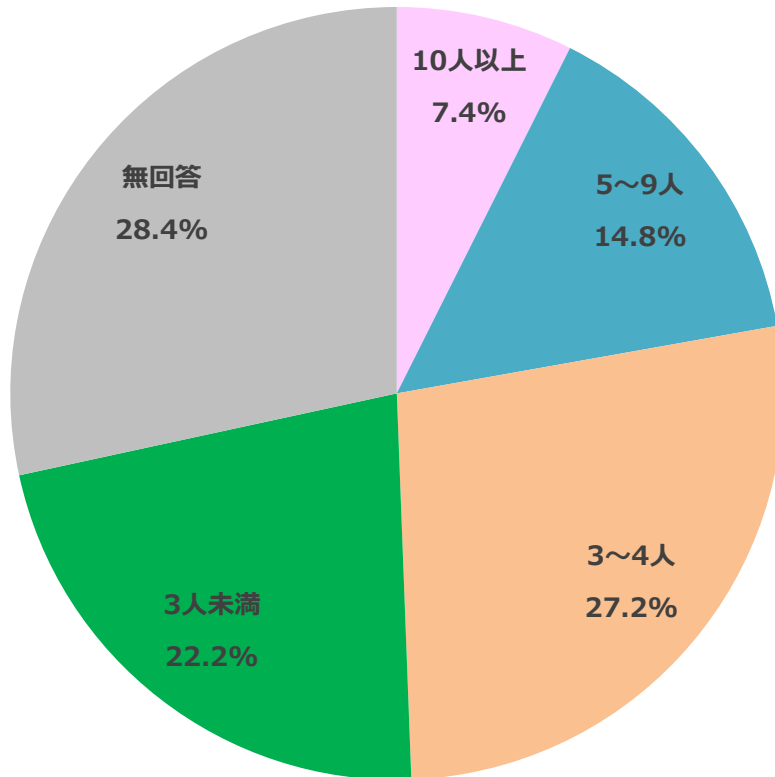
## 参画する地域ネットワーク



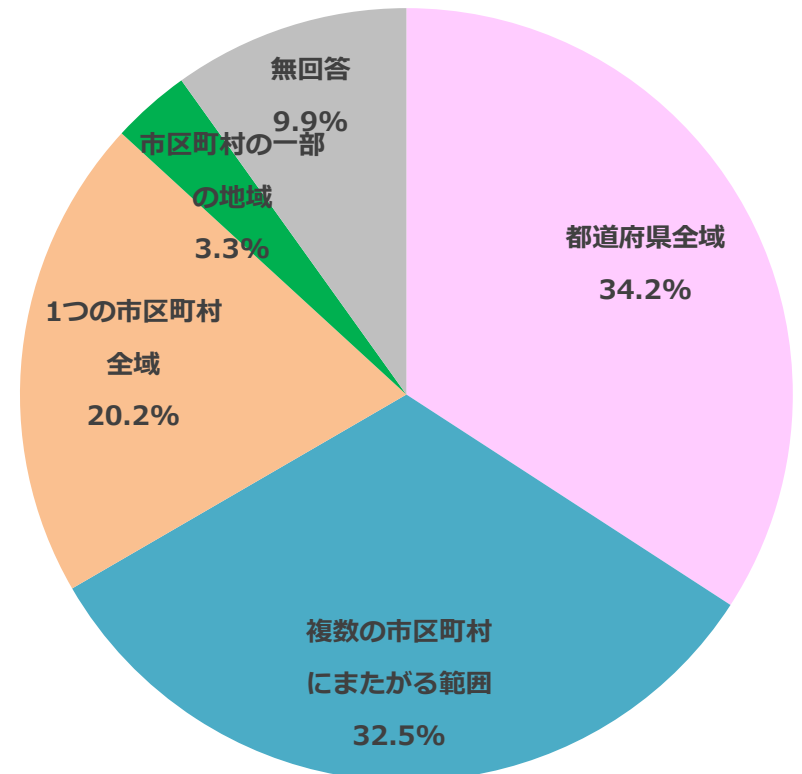
# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の職員数と支援可能エリア

- 居住支援に関わる職員数は、平均で約4.9人。約半数の居住支援法人は5人未満で居住支援活動を実施。
- 居住支援可能なエリアは、居住支援法人によりさまざま。  
職員数が不足しているなかでも、可能な範囲で居住支援活動を実施していると推察される。

## 居住支援に関わる職員数



## 居住支援可能なエリア





# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 109協議会が設立（令和3年7月31日時点）

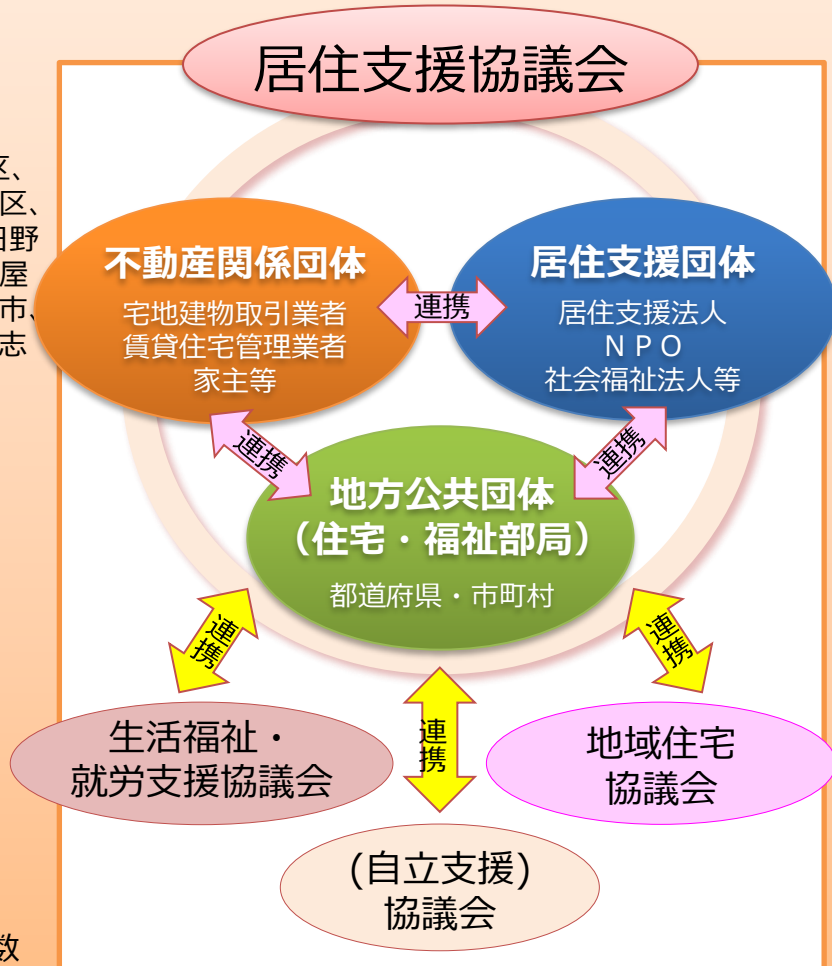
- 都道府県（全都道府県）
  - 市区町（64市区町）
- 札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援  
〔令和3年度予算〕  
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



# 居住支援協議会の設立目標

## 居住支援協議会の設立状況

109協議会が設立（R3年7月31日時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（64区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

## 居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率

【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】

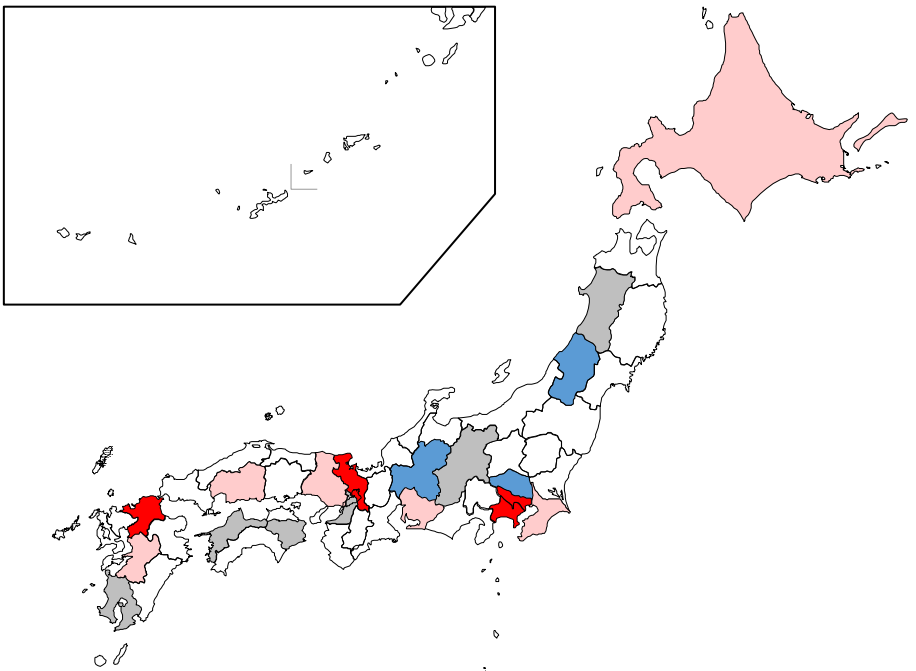


（出典）：平成27年 総務省「国勢調査」

# 【都道府県別】居住支援協議会の設立状況及び居住支援法人の指定状況(R3.7.31時点)

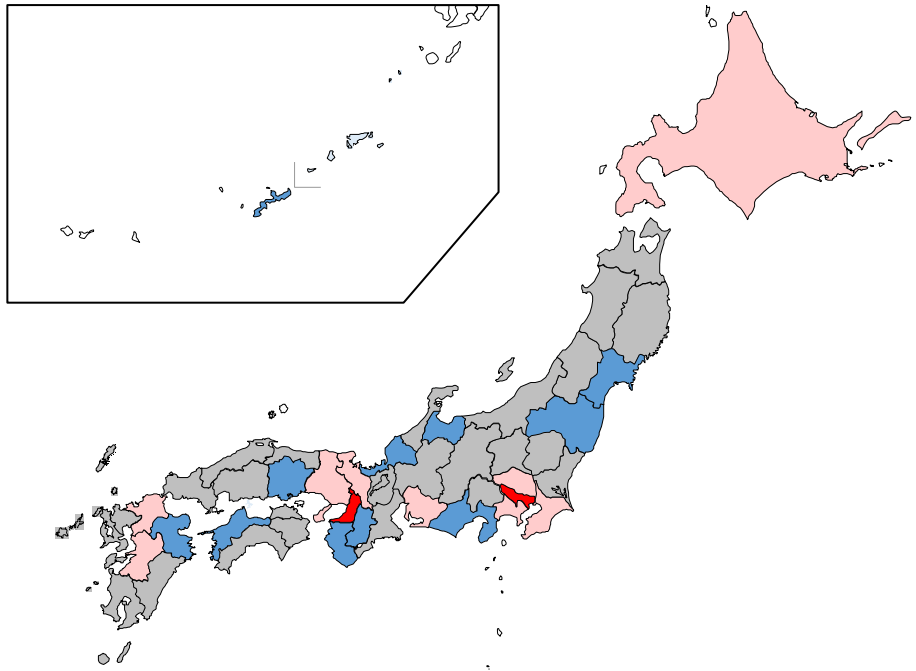
- 市区町村居住支援協議会が設立されている都道府県は19都道府県、人口カバー率が50%を超えるのも4都府県に留まっている
- 居住支援法人は47都道府県で指定されているものの、約半数の県においては5法人未満となっており、指定促進が不可欠

○居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：64市区町で設立



<span style="color: red;">■</span> 人口カバー率51%～	【4都府県】
<span style="color: lightcoral;">■</span> 人口カバー率26%～50%	【6道県】
<span style="color: blue;">■</span> 人口カバー率11～25%	【3県】
<span style="color: grey;">■</span> 人口カバー率～10%	【6府県】
市区町村単位の居住支援協議会なし	【28県】

○居住支援法人の指定数：442法人が指定



<span style="color: red;">■</span> 指定数30法人～	【2都府】
<span style="color: lightcoral;">■</span> 指定数11法人～30法人	【9道府県】
<span style="color: blue;">■</span> 指定数6法人～10法人	【12県】
<span style="color: grey;">■</span> 指定数5法人未満	【24県】
居住支援法人の指定なし	【0県】

≪全国目標≫

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率  
 : 25% (令和2年度末) ⇒ **50% (令和12年度末)**

# 居住支援の促進に関する取組一覧(令和3年度)

## 自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

### ■地域別の居住支援会議の開催

- R 2年度は、居住支援法人の指定数が少ない都道府県と意見交換会を実施。
- R 3年度は、各地域において自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、地域における居住支援体制を検討する意見交換会を開催予定。

### ■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催。
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施。

## 財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

### ■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助
- R 3年度より自治体の福祉・住宅部局が連携し、住まいに関する相談を福祉の相談と合わせてワンストップで受ける総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に行う地方公共団体に対しても新たに支援

## 伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

### ■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハンズオン支援を実施

- R 2年度は3自治体を採択、R 3年度も8自治体を採択予定

### ■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援予定

## 情報支援

### ■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

### ■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成。
- HP等を通じて、各自治体へ紹介している。

### ■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信(約1,900アドレス)

### ■居住支援法人研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

### ■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハンズオン支援を実施

# 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和3年度)の概要

## 居住支援協議会の課題

- すべての都道府県で設立されている一方、市区町村では58協議会の設立にとどまっている。
- 居住支援協議会のなかには、活動が低調なところも存在するとの指摘がある。
- 多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、それぞれの特性に応じた多様かつきめ細かな対応が必要であるとして、住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)において、居住支援協議会に関する新たな成果指標を策定。



居住支援協議会の設立促進を図るため、

- ・居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られていない
- ・関係者の合意は得られているがどうやって設立すればよいか分からない

といった市区町村等を募集し、**ハンズオン支援を実施!**

## 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

### 1. 応募主体等

右表のとおり

### 2. 支援内容

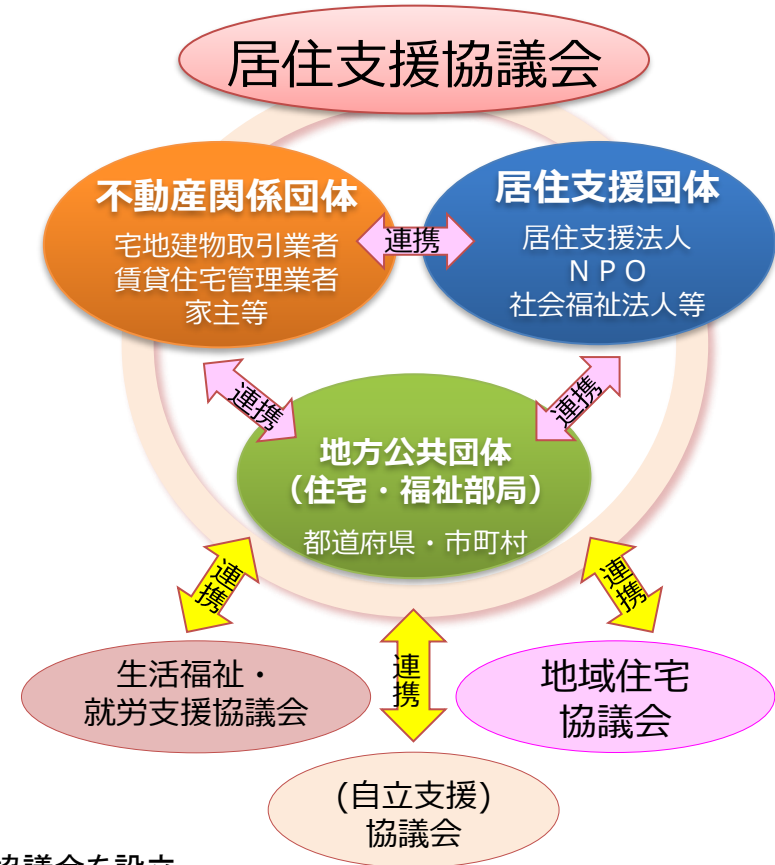
- ①国土交通省職員、厚生労働省職員、有識者等の派遣  
(勉強会の講師、関係者との調整等)
- ②課題の相談及びアドバイス
- ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供
- ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介  
※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

	応募主体	採択自治体
設立部門 (行政主導型)	<b>市区町村</b> ※住宅部局又は福祉部局のいずれか一方でも連名でも応募可能。 ※都道府県との連名も可能。	<b>最大8団体を想定</b>
設立部門 (官民共同型)	<b>市区町村と居住支援法人の連名</b> ※両者連名が必要であり、いずれか一方は不可。 ※都道府県との連名も可能。	
活性化部門	<b>居住支援協議会</b> ※都道府県、市区町村どちらも応募可能。	

# 居住支援協議会等への活動支援

居住支援協議会、居住支援法人または**地方公共団体**等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度） ※赤字はR3年度及びR3年3月の拡充事項

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または <b>地方公共団体</b> 等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ <b>地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備</b> 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、 <b>孤独・孤立対策としての見守り等</b> または <b>空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営</b> を実施する場合は <b>12,000千円/協議会等</b> ）



## 居住支援協議会

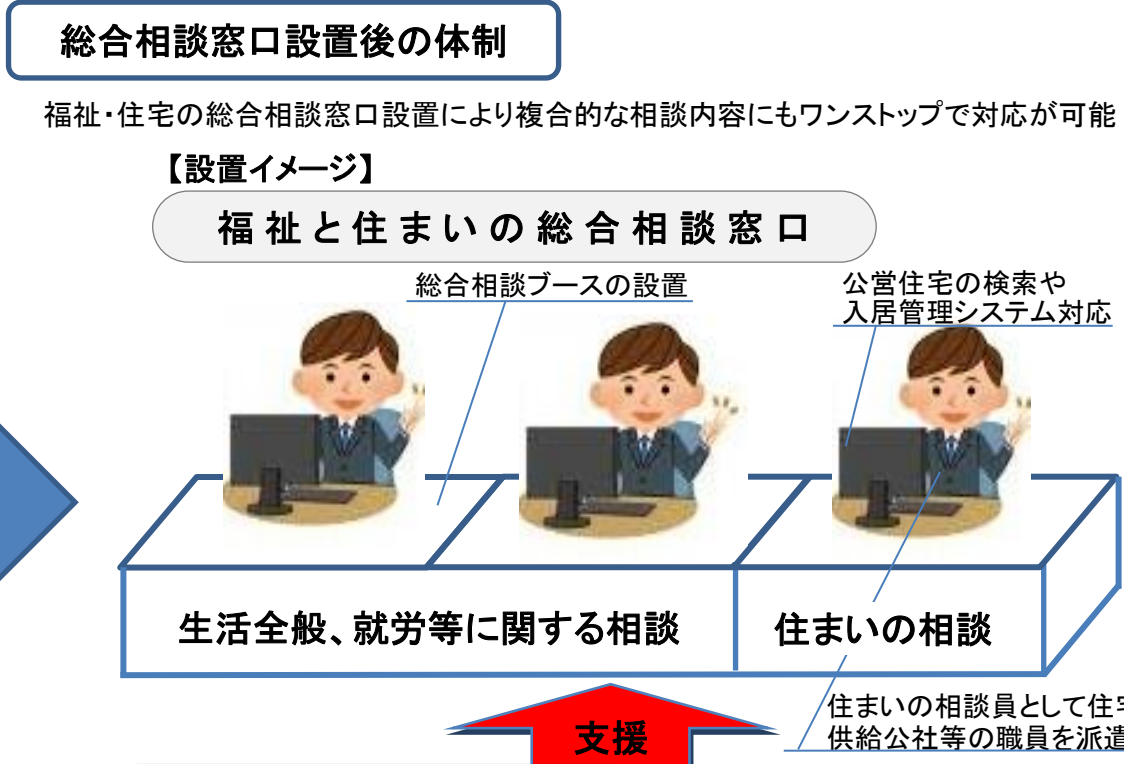
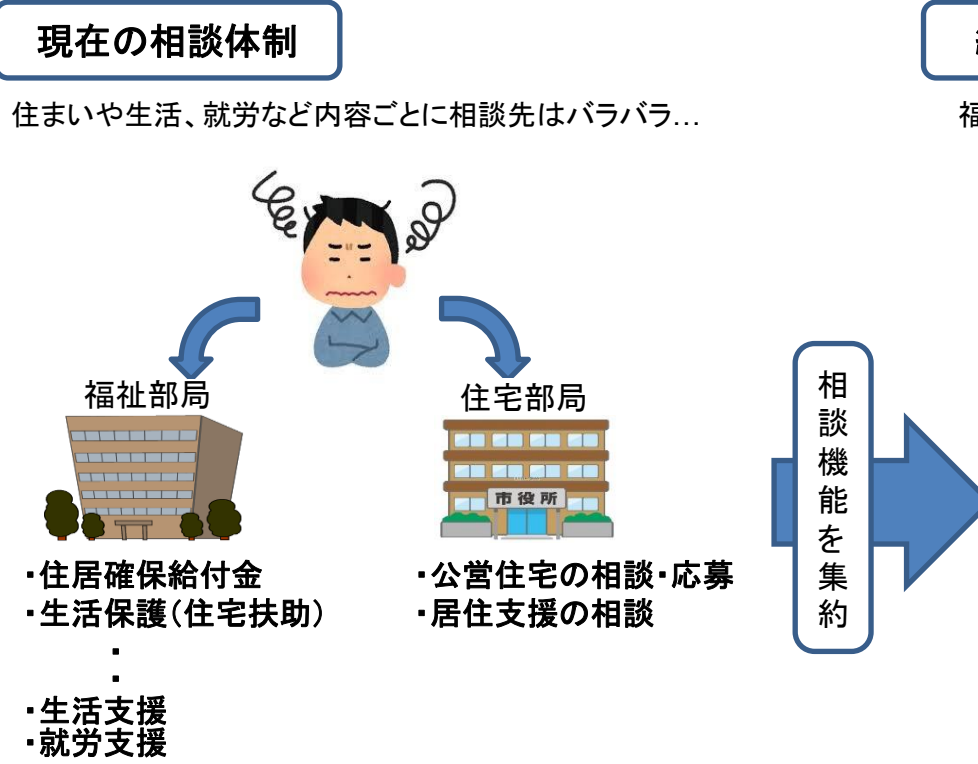
- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；109協議会（全都道府県・64市区町）が設立（R3.7.31時点）

## 居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況；442者（47都道府県）が指定（R3.7.31時点）

# 令和3年度における福祉・住宅総合相談窓口のモデル事業への支援

●自治体の福祉・住宅部局が連携し、住まいに関する相談を福祉関係の相談と合わせてワンストップで受け取ることができる総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に取り組む地方公共団体に対して新たに支援



- ### 地方公共団体における総合的な相談対応(例)
- ・住居の確保に関する支援
  - ・緊急的な生活に対する支援
  - ・就労に向けた支援
  - ・家計改善に向けた支援
  - ・子どもの学習や生活に関する支援

- ### 国土交通省の支援内容(案)
- ・総合相談ブース設置費
  - ・人材派遣にかかる人件費、PCRリース費
  - ・相談員マニュアルの作成費
  - ・相談員の研修費
  - ・居住に関する調査研究費 等

# 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

## 構成員

### <厚生労働省>

子ども家庭局長  
社会・援護局長  
障害保健福祉部長  
老健局長

### <国土交通省>

住宅局長

### <法務省>

矯正局長  
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

### <福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

### <住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

## 開催状況

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- 第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)

### <矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構



# 住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

## 住まいの連携強化のための連絡協議会

- **厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体**による**情報共有や協議**。(令和2年8月に開催)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

## 居住支援協議会等に係る情報交換会

- **地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

## 都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

## 市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 民間賃貸住宅の賃貸人（貸し手）の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者（借り手）への居住支援を実施。

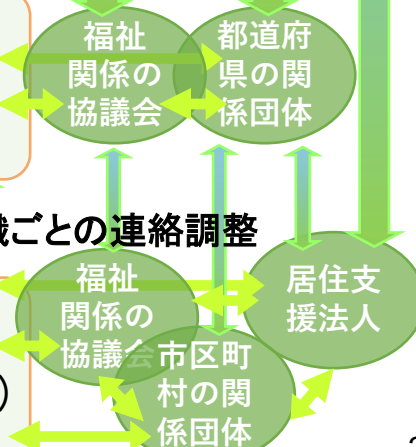
3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整



## 令和2年度 居住支援全国サミット

高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として、厚生労働省・国土交通省主催で居住支援全国サミットを開催。

《日 時》 令和3年3月22日（月）  
10時00分～15時30分

《開催方法》 オンライン開催（Youtubeでの配信）

《主 催》 厚生労働省・国土交通省

《構 成》

### ① 行政説明「居住支援の最新施策動向」

厚生労働省／国土交通省／法務省

### ② 「住まいと生活支援の一体的提供」の好事例紹介

社会福祉法人多摩同胞会 / 社会福祉法人佑啓会

社会福祉法人南高愛隣会 / 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

### ③ 基調講演「居住支援の全体像と普及に向けて」

日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子

### ④ パネルディスカッション「地域における居住支援体制の構築」

【コーディネーター】日本大学法学部 教授 白川泰之

【コメンテーター】日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上由起子

【パネリスト】名古屋市、東みよし町（行政・居住支援協議会）

※敬称略

○申込者数 606名

（内訳）行政関係 : 204名／不動産系団体 : 101名  
福祉系団体 : 177名／その他 : 124名

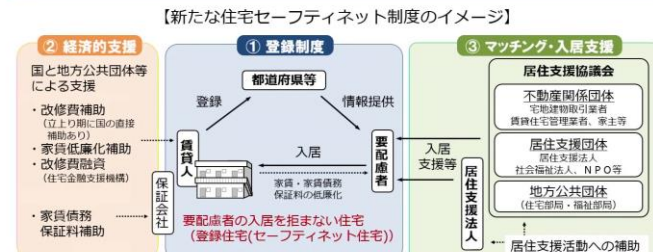
### 新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

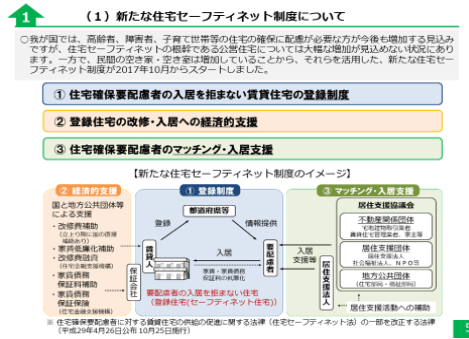
③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



# 居住支援協議会設立・運営の手引き

○「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。  
 ○各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成

## 居住支援協議会 設立・運営の手引き



2 (2) 事務局 事務局の担い手・担当職員

○都道府県、市町村が担い手事務局を「住宅部局」が担う割合は5割前後ですが、地域の状況に応じて福祉部局や担当外部に委託する場合もあります。

○いずれにしても、住宅部局と福祉部局の各部署に居住支援の担当者を置き、連携をスムーズに進められるよう体制づくりが求められます。

○また、都道府県は6.8%、市町村では18.0%ですが、福祉の部で協議して事務局を設置しています。

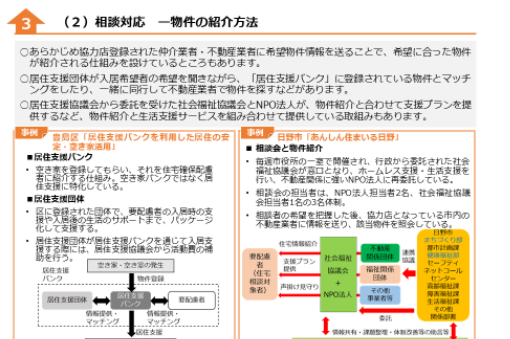
○事務局の9割で職員が他の業務と兼任していますが、専任職員を置いているところもあります。

都道府県居住支援協議会 市町村居住支援協議会

事務局を担うしている職員 (N=94)

事務局が設置されている主体

事務局の役割



はじめに

【新たな住宅セーフティネット制度】が中央合同型に創設されました。この制度は、国が定める世帯世帯に適用して、高齢者、障害者、子育て世帯等による住宅確保要配慮者の入居を担えない賃貸住宅の登録制度と、国の補助給付や保証給付などの経済的支援と、マッチング支援などの支援とを一体的に行うことにより、新たな住宅セーフティネット制度を創設するものです。

地域の民生支援活動において、重要な役割を果たす必要があります。居住支援協議会は、国や自治体、民間事業者が連携して取り組むことが必要です。そのため、各地が公共連携によるマッチング支援を実施し、新たな住宅セーフティネット制度を創設することが必要となります。

本手引きは、自治体職員をはじめとする関係者のために、地域民生支援活動として活用されることを目的として作成されています。国や自治体、民間事業者の協力により、国と地方公共団体によるマッチング支援を実施し、新たな住宅セーフティネット制度を創設することが必要となります。

国土交通省 居住支援協議会 調査ワーキング 委員長 白川 泰之 (日本大学文学部社会福祉学科 教授)

4 (3) 住宅確保要配慮者とは

○住宅確保要配慮者は、下記の法律で定める者に加えて、省令に定めらるる者があります。さらに、地方公共団体が供給計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができます。

法律で定める者

国土交通省令で定める者

外国人等  
 (条約や協定に基づき、居住の確保に関する規定のある国を定めてあり、外国人の住所、空室確保人、児童虐待を受けた者、介護老人福祉施設入居者、DV被害者、拉致被害者、障害者、矯正施設受刑者、生活困窮者など)

東日本大震災等の大規模災害の被災者  
 (被災後3年以上経過)

都道府県や市区町村が供給計画において定める者  
 ※ 地域の事情等に応じて、自治体からの助成、新築世帯、母子療養施設、虐待被害者、児童虐待被害者、LGBT、DUIタレントによる入居、これらに対する必要な支援を行う事などが考えらるる。

コラム 国土交通省による「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」

○国土交通省は、市区町村居住支援協議会の設立・活性化促進のため、令和2年度より、居住支援協議会伴走支援プロジェクトを実施しています。

○居住支援協議会の取組推進には関係者の同意が得られていない場合、また、関係者の同意が得られていない場合であっても協力を求めたいという市区町村等が顕著し、パンスオン支援を実施、課題や取組の共有を進めることとしています。

令和元年度「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概況

1. 協賛主体	協賛主体は、居住支援協議会、民間事業者、自治体、NPOなど	協賛主体数	97
2. 支援内容	協賛主体のニーズに基づき、国が担うアドバイザーに設定した課題の解決策の提供、マッチング、パンフレットの発行、相談支援、入居希望者の見つけ出し、入居支援の提供、地域活性化の推進、関係者の連携、関係者の紹介、関係者の紹介	協賛主体数	97



国土交通省のHPで公表  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に**居住支援メールマガジン**を創設しました。
- **居住支援に役立つ情報**を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信しています！

## 登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。  
※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



[hqt-housing-support@mlit.go.jp](mailto:hqt-housing-support@mlit.go.jp)

## 誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。  
掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、  
**約1,900アドレス**が登録されています！！

- ◆過去のアーカイブ

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)